

連携協定一覧表

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
企画部	企画経営課	民	紀の川市内・岩出・美里郵便局	郵便局との地域防災力の向上等にかかる包括連携協定	H30	H31.3.19	それぞれが有する人物・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び市民生活の向上等に資することを目的とする。 地域防災力の向上や、市内における様々な場面での情報提供、市のプロモーション活動及び地方創生の推進に関することなど
企画部	企画経営課	民	学校法人東洋大学	紀の川市と学校法人東洋大学との包括連携に関する協定	R2	R3.2.9	この協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力のもと、紀の川市の特性を活かし、豊かで活力ある地域社会の形成と発展、教育・研究の振興及び人材の育成に寄与することを目的とする。
企画部	企画経営課	民	株式会社富士薬品	紀の川市と株式会社富士薬品による包括連携協定	R6	R6.7.26	防災力強化や市民の健康づくりを推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的としている。
企画部	企画経営課	民	大塚製薬株式会社	紀の川市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	R6	R6.8.23	双方の資源を活用し、市民サービスの向上と地域の活性化を推進することを目的とする。健康づくり、熱中症対策、食育、スポーツ振興、企業の健康経営、災害発生時における協力に関することなど
企画部	企画経営課	民	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・トヨタカローラ和歌山株式会社	紀の川市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及びトヨタカローラ和歌山株式会社との包括連携に関する協定	R6	R6.10.24	それぞれが相互に密接に連携することにより、それぞれが有する資源を有効に活用して、地方創生の実現に資することを目的とする。 地域・暮らしの安全・安心に関すること、防災・災害対策に関すること、その他、地方創生に資する取組に関すること。
企画部	企画経営課	民	ソフトバンク株式会社	紀の川市とソフトバンク株式会社との包括連携協定	R6	R7.3.18	双方の資源を活用して、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、市の未来のため、安全・安心・便利に暮らすことができる住みよいまちづくりの実現に向けて、社会課題や地域課題の解決に繋がる先行的な取り組みを進めることを目的とする。
企画部	企画経営課	民	わかやま市民生活協同組合	紀の川市とわかやま市民生活協同組合による包括連携協定書	R6	R7.1.22	相互に緊密に連携することにより、地域の活性化及び市民生活の向上等に資することを目的とする。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
企画部	企画経営課	民	日本生命保険相互会社和歌山支社	紀の川市と日本生命保険相互会社和歌山支社との包括連携に関する協定書	R7	R8.3.13	相互に緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民生活の福祉向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。
企画部	地域創生課	民	近畿大学	紀の川市と近畿大学との包括連携に関する協定	H27	H28.3.18	豊かで活力ある地域社会の形成と発展、教育・研究の進行及び人材の育成
企画部	地域創生課	民	山崎製パン株式会社 等	過疎集落応援活動「企業のふるさと」に関する協定	H30	H30.9.20	麻生津生活圏内の課題解決と活性化
企画部	地域創生課	民	株式会社LIFULL	空き家利活用を通じた地域活性化連携協定	R2	R2.4.15	空家の利活用を通じた紀の川市の地域活性化
企画部	地域創生課	民	独立行政法人住宅金融支援機構	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型並びに紀の川市若者定住促進住宅取得促進奨励金及び紀の川市空き家仲介手数料補助金に係る相互協力に関する協定	R2	R2.12.1	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型並びに補助事業の推進及び普及
企画部	地域創生課	民	和歌山信愛女子短期大学	和歌山信愛女子短期大学との包括連携に関する協定	R5	R5.8.7	地域社会の形成と発展、教育・研究の振興及び人材の育成について連携・協力する。
企画部	地域創生課	民	紀の里農業協同組合 株式会社ローカル	地域活性化に関する連携協定	R5	R5.6.1	資源を有効に活用し、地域の活性化に資することを目的とする。 1農産物生産情報の共有 2地域農産物を活かした地域づくり・地域活性化 3ふるさと納税返礼品の新規開発
企画部	地域創生課	民	和歌山大学	紀の川市と和歌山大学との包括連携に関する協定	R5	R6.2.5	地域社会の形成と発展、教育・研究の振興及び人材の育成について連携・協力する。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	民	紀ノ川農業協同組合	災害救助物資の調達に関する協定	H19	H19.5.7	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	有限会社スーパーネゴロ 打田店	災害救助物資の調達に関する協定	H19	H19.5.7	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	NPO法人コメリ災害対策センター	災害救助物資の調達に関する協定	H19	H19.6.11	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	紀の川市サイクリングクラブ	災害時における応急活動の協力に関する協定	H20	H20.5.1	大規模な災害が発生し、応急活動が必要となった場合に災害に関する情報収集・伝達の協力を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	社団法人日本アマチュア無線連盟 和歌山県支部	災害時における応急活動の協力に関する協定	H20	H20.6.10	大規模な災害が発生し、応急活動が必要となった場合に災害に関する情報収集・伝達の協力を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	紀の川市建設業協会	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	H22	H22.4.1	大規模な災害が発生し、必要な応急対策業務などが必要となった場合に提供を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	社団法人和歌山県自動車整備振興会 那賀支部	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	H22	H22.12.21	大規模な災害が発生し、応急対策業務などが必要となった場合に提供を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社神通温泉	災害時における避難所指定に関する覚書	H23	H23.6.28	災害時における避難所等施設利用

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	官	和歌山県立貴志川高等学校	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24	H24.9.7	災害時において施設の一部を、避難所等として利用する。
危機管理部	危機管理消防課	官	和歌山県立粉河高等学校	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24	H24.9.7	災害時において施設の一部を、避難所等として利用する。
危機管理部	危機管理消防課	官	和歌山県立高等看護学院	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24	H24.9.10	災害時において施設の一部を、避難所等として利用する。
危機管理部	危機管理消防課	官	和歌山県農業試験場	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24	H24.9.10	災害時において施設の一部を、避難所等として利用する。
危機管理部	危機管理消防課	民	和歌山県石油商業組合 那賀支部	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	H24	H24.12.28	大規模な災害が発生し、化石燃料などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	レンゴー株式会社	災害救助物資の調達に関する協定	H25	H25.5.9	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ココカラファインヘルスケア	災害救助物資の調達に関する協定	H25	H26.1.17	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	NTT西日本株式会社【西日本電信電話株式会社】	特設公衆電話の設置利用に関する覚書	H26	H26.4.1	大規模な災害が発生し、特設公衆電話などの確保が必要となった場合に供給を受ける。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	民	和歌山県LPガス協会 那賀支部	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	H26	H26.4.24	大規模な災害が発生し、必要なLPガスなどの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	公益社団法人和歌山県トラック協会	災害時における応急活動の協力に関する協定	H26	H26.6.18	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H26	H26.9.1	大規模な災害が発生し、地図製品などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	和歌山県農業協同組合【紀の里農業協同組合】	防災関係の協働事業に関する協定	H26	H27.3.5	大規模な災害が発生し、災害救援物資調達・集積場所などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	紀の川市内郵便局	災害発生時における紀の川市と紀の川市内郵便局の協力に関する協定	H27	H27.7.7	大規模な災害が発生し、郵便業務等が必要となった場合に協力を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	関西電力送配電株式会社 和歌山支社	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	H27	H27.12.15	災害時における災害復旧用オープンスペースの提供を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	大塚製薬株式会社 大阪支店	災害救助物資の調達に関する協定	H28	H28.4.1	大規模な災害が発生し、必要な災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	紀北生コンクリート協同組合	災害時における消防用水等の搬送に関する協定	H28	H28.4.1	大規模な災害が発生し、消防用水の運搬が必要となった場合に供給を受ける。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	民	和歌山ノーキョー食品工業株式会社	災害時における一時避難場所に関する協定	H29	H29.8.22	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	和歌山ノーキョー食品工業株式会社	災害救助物資の調達に関する協定	H29	H29.8.22	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ポタジェ	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H29	H30.2.15	災害時における避難所等施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	・株式会社ジェイコムウエスト ・株式会社ジュピターテレコム関西メディアセンター	災害時等における緊急放送に関する協定	H29	H30.3.1	災害の発生時の緊急放送に関する提供を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社未来図	無人航空機による災害応急活動に関する協定	H30	H30.6.15	災害発生時または災害発生のある恐れがある場合、災害対応業務を円滑にするため、無人航空機による災害応急活動の提供を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	官	和歌山県	和歌山県が所有する水防用資機材(可搬式ポンプ)の保管および使用に関する協定	R1	R1.5.7	水害時に 和歌山県が保有する可搬式ポンプ等の水防用資機材が、無償で貸与され、水防倉庫等で維持管理される。
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ジュンテンドー	災害救助物資の調達に関する協定	R1	R6.6.1	大規模な災害が発生し、災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	R1	R1.7.29	災害発生時に、紀の川市民に対して必要な情報を迅速に提供することで、紀の川市の行政機能の低下を軽減する。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	官	和歌山県	和歌山県総合防災情報システムの譲与に関する協定	R2	R2.4.1	和歌山県が賃貸借契約にて設置した設備を契約期間満了後に、譲渡する。
危機管理部	危機管理消防課	民	和歌山王子コンテナー株式会社	災害救助物資の調達に関する協定	R2	R2.12.10	大規模な災害が発生し、必要な災害救助物資などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	バンドー化学株式会社 和歌山工場	災害時における応急対策用地使用に関する協定	R3	R3.4.1	大規模な災害が発生し、応急対策用地などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	一般社団法人 和歌山県猟友会紀の川・岩出支部	災害時における応急活動の協力に関する協定	R3	R4.3.7	大規模な災害が発生し、応急活動が必要となった場合に提供を受ける。
危機管理部	危機管理消防課	民	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	R4	R4.5.30	災害時における支援物資の受入及び配送
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社信濃路	災害時における炊き出し等の協力に関する協定	R4	R4.5.30	災害時における炊き出し
危機管理部	危機管理消防課	民	オカジ紙業株式会社	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	R4	R4.8.1	災害発生時における段ボール製品の調達
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ジーアイビー	災害時における防災資機材の提供に関する協定	R4	R4.9.1	災害対策基本法に定める災害が発生した場合及び防災訓練時の防災資機材等の提供

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社アクティオ 関西支店	災害時における物資・資機材等の供給に関する協定	R4	R4.9.3	災害救援物資調達
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ダイナム	災害時等での施設利用の協力に関する協定	R5	R5.12.12	一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	和歌山県農業協同組合【紀の里農業協同組合】 (西部流通センター・農産物流通センター・東部流通センター・野田原集荷場)	災害時における一時避難場所に関する協定	R6	R6.1.9	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	ルートインジャパン株式会社	災害時等における宿泊施設利用に係る協定	R5	R6.2.15	一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社共栄テクシード	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社コテック	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ジーエスフード	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社デュプロ	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	民	中部抵抗器株式会社	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	オーアイテック株式会社	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	こおの交通株式会社	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	津田工業株式会社	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.15	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社メイワ	災害時における一時避難場所に関する協定	R5	R6.3.27	災害時における一時避難場所として施設利用
危機管理部	危機管理消防課	官	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合・大阪南消防組合・和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合及び伊都消防組合	阪和林野火災消防相互応援協定書	R6	R6.4.1	府県境界を接する林野火災の防御のため応援の要請があったときは、総合に応援する。
危機管理部	危機管理消防課	民	株式会社ビオ・マーケット 和歌山センター	災害時における一時避難場所に関する協定及び災害救助物資の調達に関する協定	R6	R6.6.28	災害時における一時避難場所として施設利用 及び 災害時における物資・資機材等の供給
危機管理部	危機管理消防課	民	アイコム株式会社	災害時における一時避難場所に関する協定及び災害救助物資の調達に関する協定	R6	R6.7.22	災害時における一時避難場所として施設利用 及び 災害時における物資・資機材等の供給

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
危機管理部	危機管理消防課	民	コーナン商事株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	R7	R7.7.31	災害時における物資・資機材等の供給
市民部	市民課	民	和歌山弁護士会	災害発生時における法律相談業務等に関する協定	R2	R2.9.8	災害発生後に被災者に対して紀の川市が無料法律相談会を開催する場合、弁護士会は無料で弁護士を派遣する。 弁護士会が紀の川市において災害ADRを実施する場合、開催場所の確保や広報に協力する。
市民部	市民課	民	和歌山県司法書士会	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	R4	R4.7.7	災害時等において、司法書士による被災者等のための相談支援を円滑に実施し、市民の不安解消と生活を図る。 司法書士が得意とする法律や登記、書類作成等の分野において市民がアドバイスを受けることで早期解決につなげる。
市民部	健康推進課	民	一般社団法人那賀医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	H24	H24.10.10	災害時に紀の川市地域防災計画に基づき紀の川市が行う医療救護活動に対し、那賀医師会から協力を受ける。
市民部	健康推進課	民	那賀薬剤師会	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	H24	H24.11.8	災害時に紀の川市地域防災計画に基づき紀の川市が行う医療救護活動に対し、那賀薬剤師会から協力を受ける。
市民部	健康推進課	民	那賀歯科医師会	災害時の口腔医療救護活動に関する協定	H24	H25.2.22	災害時に紀の川市地域防災計画に基づき紀の川市が行う口腔歯科医療救護活動に対し、那賀歯科医師会から協力を受ける。
市民部	健康推進課	民	株式会社スズケン 紀北支店	災害時における医療材料などの供給に関する協定	R2	R2.12.1	大規模な災害が発生し、医療救護活動に必要な医療材料などの確保が必要となった場合に供給を受ける。
市民部	健康推進課	民	明治安田生命保険相互会社	紀の川市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定	R3	R3.7.26	市民の健康増進や市民サービスの向上を図るため、緊密な相互連携、協力を行う。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
市民部	環境衛生課	官	海南市、紀美野町、五色台広域施設組合	大規模災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定	R2	R3.3.19	大規模災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定
市民部	環境衛生課	民	・一般社団法人和歌山県清掃連合会 岩出支部 ・一般社団法人和歌山県清掃連合会	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定	H26	H26.6.1	1. し尿及び浄化槽汚泥収集運搬作業 2. その他市が必要と認める災害復旧作業
市民部	環境衛生課	民	・株式会社紀陽銀行 ・株式会社バイウイル	紀の川市における環境価値を活用した地域脱炭素化の取組に関する連携協定	R8	R8.9.25	J-クレジットをはじめとした各種環境価値に関する情報の共有化、事業の推進等を通じて相互の連携を強化し地域におけるカーボンニュートラルおよびサーキュラーエコノミーを実現する。
市民部	廃棄物対策課	民	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	覚書 (大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定)	H28	H29.3.14	協定の規定に基づく、災害廃棄物の処理の実施
市民部	廃棄物対策課	民	大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	R1	R2.2.10	1. 災害廃棄物等の撤去、積込作業 2. 災害廃棄物等の収集運搬 3. 災害廃棄物等の処分 4. 災害廃棄物処理計画等の策定および策定支援 5. 前各号に伴う必要な事業
市民部	廃棄物対策課	官	和歌山市、海南市、岩出市、紀美野町、紀の海広域施設組合	一般廃棄物(ごみ)処理に関する相互支援基本協定	R1	R2.3.31	1. 一般廃棄物焼却施設(以下「施設」という。)の故障、事故等により、一般廃棄物処理に著しい支障が生じる等の緊急事態に陥り、支援を必要とする場合。 2. 施設の点検、改修、更新等による一時的な処理能力の低下を補うために、支援を必要とする場合。 3. 災害等により一般廃棄物が大量に発生し、収集運搬、一時保管又は施設における処理に支障が生じ、支援を必要とする場合。 4. 前3号に揚げるもののほか、一般廃棄物処理を困難とする特別な事業があると認められた場合。
市民部	廃棄物対策課	民	バンドー化学株式会社	災害時における応急対策用地使用に関する協定	R3	R3.4.1	紀の川市内に災害が発生した場合、応急対策用地として、バンドー化学㈱の所有する用地を使用することについて必要事項を定める。(バンドー化学㈱ 和歌山工場 市道調月三和線沿い 南側土地 紀の川市桃山町最上1242-4)

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
市民部	廃棄物対策課	民	株式会社大瀧商店	災害廃棄物等の処理に関する協定	R4	R4.7.8	1. 災害廃棄物等の撤去、積込 2. 災害廃棄物等の収集運搬 3. 災害廃棄物等の処分 4. 前各号に伴う必要な事業
市民部	廃棄物対策課	民	赤井工業株式会社	災害廃棄物等の処理に関する協定	R5	R5.4.12	1. 災害廃棄物等の撤去、積込 2. 災害廃棄物等の収集運搬 3. 災害廃棄物等の処分 4. 前各号に伴う必要な事業
福祉部	社会福祉課	民	社会福祉法人 紀の川市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定	R2	R2.8.19	紀の川市において災害が発生した場合に、紀の川市地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動へのボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定める。
福祉部	社会福祉課	民	・社会福祉法人 紀の川市社会福祉協議会 ・パンドー化学株式会社 和歌山工場	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	R3	R3.4.1	紀の川市内に災害が発生した場合、災害ボランティアセンター、または災害ボランティアセンター出張所の場所として、企業が所有する用地を使用することについての必要事項を定めることを目的とする。
福祉部	社会福祉課	民	・社会福祉法人 紀の川市社会福祉協議会 ・パナソニックエナジー株式会社	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	R6	R6.11.1	紀の川市内に災害が発生した場合、災害ボランティアセンター、または災害ボランティアセンター出張所の場所として、企業が所有する用地を使用することについての必要事項を定めることを目的とする。
福祉部	社会福祉課	民	・社会福祉法人 紀の川市社会福祉協議会 ・和歌山県農業協同組合(旧紀の里農業協同組合)	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	R3	R3.4.1	紀の川市内に災害が発生した場合、災害ボランティアセンター、または災害ボランティアセンター出張所の場所として、企業が所有する用地を使用することについての必要事項を定めることを目的とする。
福祉部	社会福祉課	民	公益社団法人 日本建築家協会	災害時における住家の被害認定に関する協定	H26	H27.1.30	紀の川市において災害が発生した場合に、紀の川市地域防災計画に基づき住家被害認定調査の支援協力を行う。
福祉部	社会福祉課	民	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	災害時における住家の被害認定に関する協定	H26	H27.1.30	紀の川市において災害が発生した場合に、紀の川市地域防災計画に基づき住家被害認定調査の支援協力を行う。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
福祉部	社会福祉課	民	一般社団法人 和歌山県建築士会	災害時における住家の被害認定に関する協定	H26	H27.1.30	紀の川市において災害が発生した場合に、紀の川市地域防災計画に基づき住家被害認定調査の支援協力を行う。
福祉部	社会福祉課	民	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	災害時における住家の被害認定に関する協定	H27	H28.1.22	紀の川市において災害が発生した場合に、紀の川市地域防災計画に基づき住家被害認定調査の支援協力を行う。
福祉部	高齢介護課	民	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	H30	H30.6.20	地震、風水害その他の災害が発生した場合、避難所において要介護者等が避難所生活で必要となる特殊寝台、車椅子及びおむつ等の福祉用具の確保と供給
福祉部	高齢介護課	民	特定非営利活動法人フレイルサポート紀の川	紀の川市と特定非営利活動法人フレイルサポート紀の川との包括的連携に関する協定	R3	R3.7.9	フレイルが懸念される虚弱高齢者を元気高齢者が支える仕組みづくりと地域の諸課題に市と協働で対応することで、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び高齢者のサポートを図ることを目的とする。
福祉部	高齢介護課	民	株式会社ライフフィット	紀の川市と株式会社ライフフィットとの包括的連携に関する協定	R3	R4.3.28	体操拠点やサロン等の社会資源が少ない地域において、移動販売を通じて高齢者等が集まる機会を創出し、地域の活性化と見守りや声かけができる環境の構築及びその他の諸課題に協働で対応するため。
福祉部	高齢介護課	民	株式会社鎌倉新書	紀の川市介護保険冊子に係る官民協働発行に関する協定	R5	R5.12.1	紀の川市の介護保険制度に関する情報をより分かりやすく伝えるべく介護保険冊子を無料で制作・印刷・納品する。
福祉部	障害福祉課	民	社会福祉法人皆楽園	緊急時の受入れに関する協定	R2	R2.12.28	地域の生活で生じる障害者等やその家族に緊急事態が生じ、障害者等の短期入所を活用した支援が必要となった場合に、短期入所施設等を活用した緊急受入体制等を整備する。
福祉部	こども課	民	わかやま市民生活協同組合	子育て支援に関する覚書	R5	R5.11.1	子育てしやすい地域づくり・地域で子育てを支え合える環境づくりを推進するために、わかやま市民生活協同組合が主催する事業「はじまるばこ」を連携しすすめていく。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
農林商工部	林務課	民	日本ルナ株式会社	森林保全・管理協定	H28	H29.3.21	植林及び育林活動を実施することにより環境保全に貢献するとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとする。
農林商工部	林務課	民	津田工業株式会社	森林保全・管理協定	H30	H31.2.14	植林及び育林活動を実施することにより環境保全に貢献するとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとする。
農林商工部	林務課	民	株式会社ケンテック	森林保全・管理協定	R6	R6.11.11	植林及び育林活動を実施することにより環境保全に貢献するとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとする。
農林商工部	林務課	民	ザ・パック株式会社	森林保全・管理協定	R7	R7.6.3	植林及び育林活動を実施することにより環境保全に貢献するとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとする。
農林商工部	林務課	民	荒川化学工業株式会社	森林保全・管理協定	R8	R8.8.31	植林及び育林活動を実施することにより環境保全に貢献するとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとする。
農林商工部	商工労働課	民	・学校法人東洋大学 ・株式会社和環	地域産業創出に向けた連携協定	R2	R3.3.9	熱中症対策商品による地域産業創出事業に関し一体的連携を実践することにより、地域経済の持続的好循環の確立に向けた取組を戦略的に推進する
農林商工部	観光振興課	民	東武トップツアーズ株式会社	観光振興に関する連携協定	R5	R5.4.25	地方創生の実現に向けて観光振興等の分野において地域の活性化を目的とする。 1観光資源の発掘・開発・販売 2観光関連産業の人材育成 3紀の川市ファンの獲得・拡大 4観光関連団体の機能強化 5着地型・体験型ツアーの造成 6観光マーケティング支援 7復活インバウンド対策

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
農林商工部	農業振興課	民	株式会社 信濃路	食育推進に関する協定	R6	R7.2.6	紀の川市の食育推進の取組に関する一層の活性化に資することを目的とする。 1.健康的な食生活の推進に関すること 2.食文化と地域特性の尊重に関すること 3.学校・地域の連携に関すること 4.持続可能性の配慮に関すること 5.その他、食育推進に資する取組に関すること
上下水道部	水道工務課	民	紀の川市管工事業協同組合	災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定書	H17	H18.3.24	災害等発生により水道施設が被害を受けた際に、早期の復旧、早期の断水解消等の応急復旧を図ることを目的とする。
上下水道部	水道工務課	官	岩出市(旧那賀郡岩出町)	岩出町・打田町連絡管の設置に関する基本協定書	H17	H17.10.19	被災時や大規模な水源水質事故時等の非常時に、水の相互融通のための連絡管を設置し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。
上下水道部	水道工務課	官	日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する和歌山県下の関係事業体(53→33事業体)	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書 (平成8年3月1日設立し、平成19年1月1日に市町村合併による一部改正)	H7 (H18)	H8.3.1 (H19.1.1)	地震、異常渇水その他の水道災害において、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面協力する。 また、日本水道協会関西地方支部からの要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するもの。
上下水道部	水道工務課	官	近畿2府4県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県)内において、地方公共団体が営む工業用水道事業者(19事業者)	近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	H23	H23.4.1	地震等による災害が発生し、被災した事業者独自ではその対応が困難な場合に、事業者間の相互応援を迅速かつ円滑に実施するため。
上下水道部	下水道課	民	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	R2	R2.9.1	災害等により、和歌山県と県内27市町の下水道管路施設が被災した場合の、広域的な災害復旧支援(機能の早期回復)を目的とする。
教育部	教育総務課	民	近畿大学生物理工学部	近畿大学生物理工学部と紀の川市教育委員会との連携協力に関する協定 (大学院生物理工学研究科含む)	H18	H18.9.14	①近畿大学生物理工学部による紀の川市立学校園児・児童・生徒を対象とした多様な学びの機会を提供すること。 ②大学生(院生を含む)に紀の川市立学校園の教育現場を体験する機会を提供すること。 ③大学生(院生を含む)による紀の川市立学校園の教育活動及び地域の各種活動への支援を推進すること。 ④近畿大学生物理工学部と紀の川市立学校園の教職員相互の交流・研修を推進すること。 ⑤その他、双方が必要と認める事項。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
教育部	教育総務課	民	ウォータースタンド株式会社	熱中症予防の推進に関する協定書	R7	R8.3.26	①児童生徒等の熱中症予防に関すること。 ②児童生徒等の水分補給による健康維持及び増進に関すること。 ③児童生徒等に対する環境教育、環境学習機会の充実に関すること。 ④SDGs実現を目指した取組の推進に関すること。 ⑤マイボトル等(携帯する水筒などの容器)の普及促進に関すること。 ⑥次世代へ向けた環境意識の醸成につなげる活動に関すること。 ⑦その他、甲と乙が協議の上、必要と認める事項。
教育部	生涯学習課	民	株式会社紀陽銀行 貴志川支店	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.4.20	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	株式会社紀陽銀行 粉河支店	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.4.20	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	和歌山県農業協同組合 紀の里地域本部(旧紀の里農業協同組合)	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.4.9	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	きのくに信用金庫	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.4.21	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	日本郵便株式会社	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.4.10	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	社会福祉法人光荣会	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.4.10	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.6.4	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。

部・局	課名	連携区分	協定先	協定名	協定年度	締結日	協定内容
教育部	生涯学習課	民	社会福祉法人高陽会	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.6.8	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.6.9	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	社会福祉法人渉久会	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.6.12	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	社会福祉法人皆楽園	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H27	H27.6.12	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯学習課	民	合同会社介拓社	紀の川市地域子ども見守り活動の協力に関する協定	H30	H30.6.25	青少年等が安心して生活ができるよう見守りを行い、相互に協力することにより、安全安心なまちづくりを構築することを目的とする。日常業務の中で地域の青少年等を見守り、登下校時や帰宅後、また休日において事件・事故などの危険を察知した場合や不審者を発見した場合連絡等の対応を行う。
教育部	生涯スポーツ課	民	学校法人日本体育大学	体育・スポーツ振興に関する協定	H26	H27.2.12	次のことについて相互協力を行う。 1.相互の学校・施設における教育・研究及び課外活動に関すること 2.相互の教職員の交流又は指導員の派遣に関すること 3.相互の学生・生徒の交流に関すること 4.相互の行事・イベントに関すること 5.相互の施設利用に関すること